

○「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331007 号厚生労働省老健局振興課長通知）  
 （下線部は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>老振発第 0331007 号                      平成 18 年 3 月 31 日                      老振発 0620 第 1 号                      平成 28 年 6 月 20 日</p> <p><u>最終改正</u> 老振発 0521 第 1 号                      令和元年 5 月 21 日</p>	<p>老振発第 0331007 号                      平成 18 年 3 月 31 日                      老振発 0620 第 1 号                      平成 28 年 6 月 20 日  <u>老振発 0706 第 1 号</u>  <u>平成 30 年 7 月 6 日</u></p> <p>老振発 0521 第 1 号                      令和元年 5 月 21 日</p> <p><u>最終改正</u> <u>老認発 0903 第 1 号</u>  <u>令和 2 年 9 月 3 日</u></p>
<p>各 都道府県                      介護保険主管部（局）長 殿                      指定都市</p> <p>厚生労働省老健局振興課長</p>	<p>各 都道府県                      介護保険主管部（局）長 殿                      指定都市</p> <p>厚生労働省老健局</p>

「介護サービス情報の公表」制度の施行について

介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号。）が平成 17 年 6 月 29 日に公布され、介護保険法等の一部を改正する法律等の施行について（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331014 号厚生労働省老健局長通知）により改正の趣旨及び内容について通知されたことを踏まえ、今般、「介護サービス情報の公表」制度の具体的な内容について別紙のとおり通知することとしたので、御了知の上、適正な事務処理を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

「介護サービス情報の公表」制度の施行について

介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号。）が平成 17 年 6 月 29 日に公布され、介護保険法等の一部を改正する法律等の施行について（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331014 号厚生労働省老健局長通知）により改正の趣旨及び内容について通知されたことを踏まえ、今般、「介護サービス情報の公表」制度の具体的な内容について別紙のとおり通知することとしたので、御了知の上、適正な事務処理を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

別紙	別紙
<p>I (略)</p> <p>II 実施体制の整備 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 調査員 (1) (略)</p> <p>(2) 調査員養成研修課程に関する取扱</p> <p>介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する次の区分に属する他の介護サービスについては、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができる。</p> <p>さらに、①、⑤、⑦及び⑪の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、⑨及び⑩の、①及び③の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の、③及び⑨の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるい</p>	<p>I (略)</p> <p>II 実施体制の整備 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 調査員 (1) (略)</p> <p>(2) 調査員養成研修課程に関する取扱</p> <p>介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する次の区分の他の介護サービスについては、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができる。</p> <p>さらに、①、⑤、⑦及び⑪の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、⑨及び⑩の、①及び③の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の、③及び⑨の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるい</p>

ずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、複合型サービスの介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることに留意する。

なお、当該調査員について調査員名簿への登録を行う場合は、当該調査員に対し、調査を行う上で必要な介護サービスの内容等に関する説明会などを実施することが望ましい。

また、法第 115 条の 35 第 3 項の規定に基づいて都道府県知事等が行う調査を、調査員により実施させる場合の調査員の身分は、都道府県等の職員であり、法第 115 条の 37 第 1 項の規定に基づいて指定調査機関が行う調査の場合の調査員の身分は、指定調査機関の職員となり、個人が調査事務を行うことは想定していない。

<区 分> (略)

(3) (略)

3 (略)

Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

1 (略)

ずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、複合型サービスの介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることに留意する。

なお、当該調査員について調査員名簿への登録を行う場合は、当該調査員に対し、調査を行う上で必要な介護サービスの内容等に関する説明会などを実施することが望ましい。

また、法第 115 条の 35 第 3 項の規定に基づいて都道府県知事等が行う調査を、調査員により実施させる場合の調査員の身分は、都道府県等の職員であり、法第 115 条の 37 第 1 項の規定に基づいて指定調査機関が行う調査の場合の調査員の身分は、指定調査機関の職員となり、個人が調査事務を行うことは想定していない。

<区 分> (略)

(3) (略)

3 (略)

Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

1 (略)

## 2 介護サービス情報の具体的内容

### (1) 報告が必須の情報

法第115条の35第1項の規定に基づいて、省令第140条の45に規定する別表第一及び別表第二に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添1基本情報及び別添2運営情報のとおりとし、別添1基本情報及び別添2運営情報の記載要領は、別添3のとおりとする。

### (2) 報告が任意の情報

法第115条の44に規定する介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（以下「任意報告情報」という。）については、省令第140条の62の2に基づき都道府県知事等が定めるものであることから、事業者から報告させることにより、利用者が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会の確保に資すると判断した情報がある場合に、その情報及び具体的内容について、都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとする。

なお、介護サービスの質に関する情報については、事業者の提供しているサービスの質を、客観的に判断することが容易な内容であることが適当であることから、要介護の改善状況、褥瘡の発生状況、転倒発生の状況や第三者評価の結果などが情報の内容として考えられる。

また、介護サービスに従事する従業者に関する情報について

## 2 介護サービス情報の具体的内容

### (1) 報告が必須の情報

法第115条の35第1項の規定に基づいて、省令第140条の45に規定する別表第一及び別表第二に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添1基本情報調査票及び別添2運営情報調査票のとおりとし、別添1基本情報調査票及び別添2運営情報調査票の記載要領は、別添3のとおりとする。

### (2) 報告が任意の情報

法第115条の44に規定する介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（以下「任意報告情報」という。）については、省令第140条の62の2に基づき都道府県知事等が定めるものであることから、事業者から報告させることにより、利用者が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会の確保に資すると判断した情報がある場合に、その情報及び具体的内容について、都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとする。

なお、介護サービスの質に関する情報については、事業者の提供しているサービスの質を、客観的に判断することが容易な内容であることが適当であることから、要介護の改善状況、褥瘡の発生状況、転倒発生の状況などが情報の内容として考えられる。

また、介護サービスに従事する従業者に関する情報について

は、従業者の労働環境が、介護サービスの提供体制を判断する上で有効であると考えられることから、離職率、勤務時間（シフト体制等）、賃金体系や有給休暇の取得状況などが情報の内容として考えられる。

3（略）

#### 4 事業者による報告

(1) ～ (2) (略)

##### (3) 報告の内容

計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者については、省令第140条の45の規定及び本通知に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報を報告することとなる。

これら基本情報及び運営情報は、原則として、各介護サービス毎に報告するものであるが、Ⅲの1において一体的サービス区分を定めた場合は、各区分内において一体的に運営されているサービスの運営情報については、同一の事業者による取組であり、基本的に全てのサービスについて共通しているという考え方を前提として、原則主たるサービスについて報告を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告をもって報告を行ったものとみなすことができる。

は、従業者の労働環境が、介護サービスの提供体制を判断する上で有効であると考えられることから、離職率、勤務時間（シフト体制等）、賃金体系や有給休暇の取得状況などが情報の内容として考えられる。

3（略）

#### 4 事業者による報告

(1) ～ (2) (略)

##### (3) 報告の内容

計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者については、省令第140条の45の規定及び本通知に基づき、別添1基本情報調査票及び別添2運営情報調査票を報告することとなる。

これら基本情報及び運営情報は、原則として、各介護サービス毎に報告するものであるが、Ⅲの1において一体的サービス区分を定めた場合は、各区分内において一体的に運営されているサービスの運営情報については、同一の事業者による取組であり、基本的に全てのサービスについて共通しているという考え方を前提として、原則主たるサービスについて報告を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告をもって報告を行ったものとみなすことができる。

また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、別添1 基本情報を報告することとなる。

5～10 (略)

IV (略)

また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、別添1 基本情報調査票を報告することとなる。

5～10 (略)

IV (略)

V 認知症に関する相談窓口に関する情報公表

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するためには、認知症の本人やその家族が身近な地域で相談することができ、各々の状況に応じた適切な地域の社会資源を活用して、保健医療・介護等に関するお困りごと等に対応できるようにすることが必要である。

このため、市町村は、認知症に関する相談窓口を地域ごとに整備することに加えて、地域に設置している認知症に関する相談窓口の情報を広く認知症の人やその家族等が知ることができるよう、その公表に努めることが必要である。

(1) 認知症に関する相談窓口に関する情報

市町村は、

- ① 認知症に関する相談窓口を設置するとき
- ② おおむね年1回、市町村が適当と認めるとき

に公表又は更新するよう努めることとし、情報に変更がない場合は更新を不要とする。なお、認知症に関する相談窓口の

公表に当たっては、既に登録済みの地域包括支援センターの情報については、改めて入力する必要はないこと。

また、市町村担当者による公表を基本とするが、具体的な入力等の作業については、地域包括支援センターでも行うことができることとする。

(2) 認知症に関する相談窓口に関する情報の公表内容

認知症に関する相談窓口の名称や所在地、電話番号、業務日など認知症の人やその家族が相談窓口を利用する場合に必要な基礎的な情報であり、具体的内容は別添6のとおりとする。